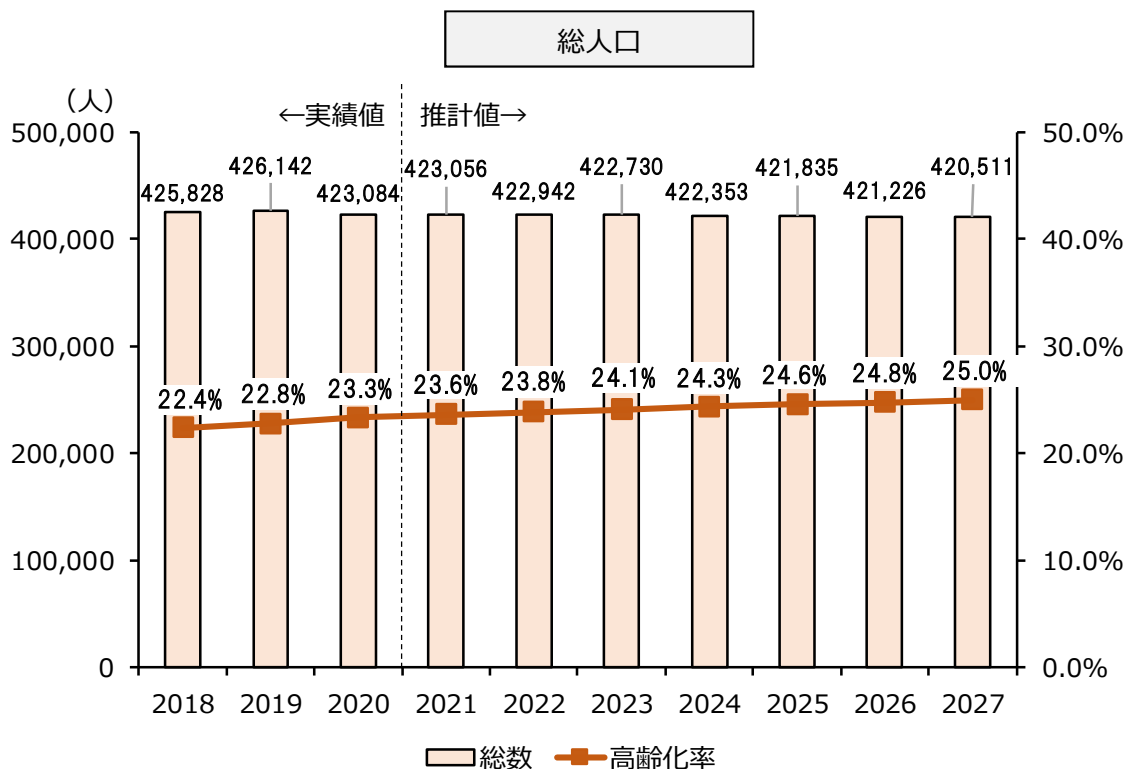


第7章 資料編

1 総人口・障がい者数の今後の見込み

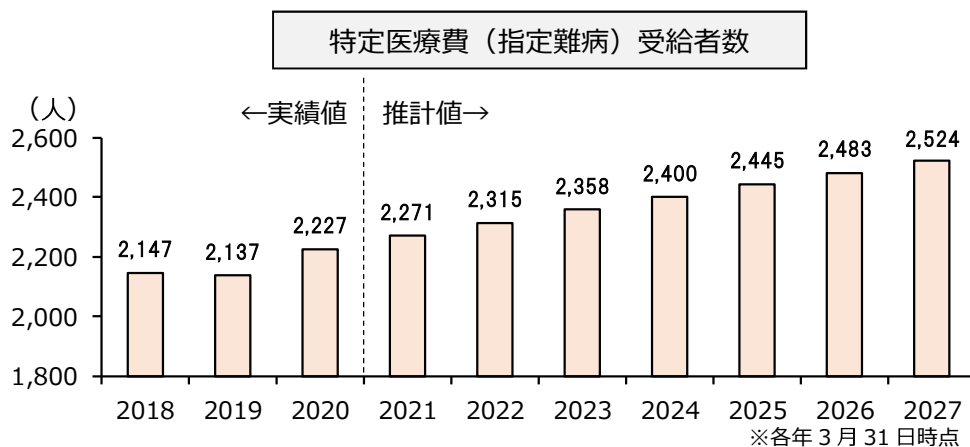
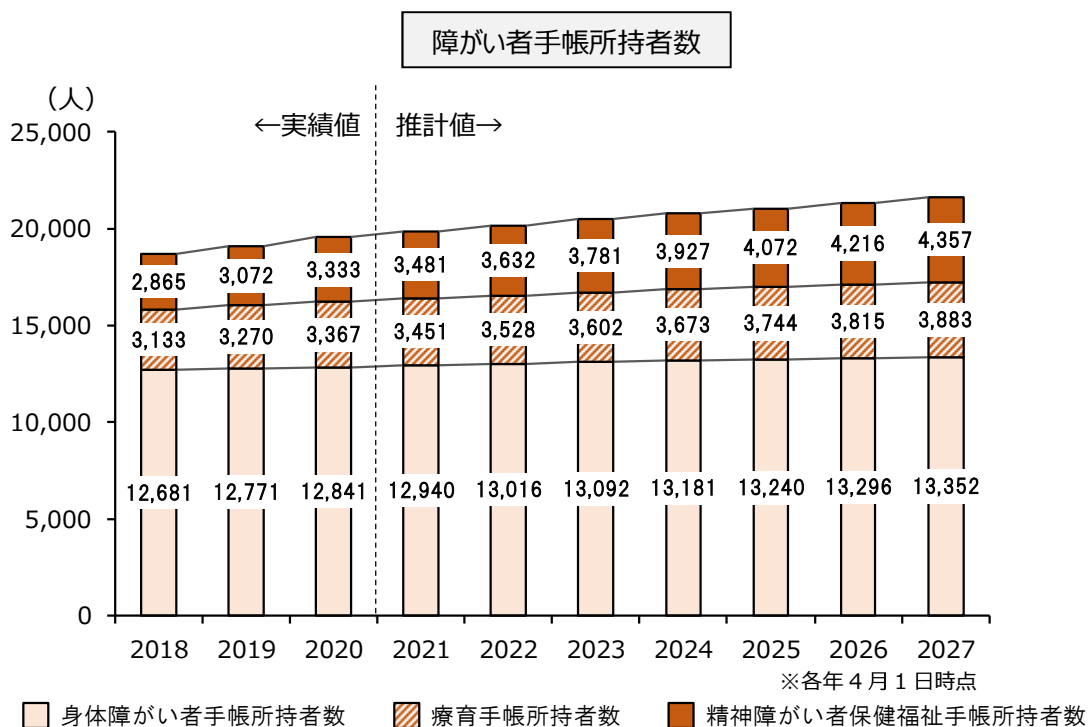
(1) 総人口

本市の総人口は、直近では横ばいで推移していましたが、2020年に減少に転じ、その後は緩やかに減少していくものと見込まれます。一方で、今後も高齢化率は上がっていき、2027年には25.0%に達する見込みです。



(2) 障がい者数

本市の障がい者手帳所持者数は、2020年4月1日現在で、身体障がい者手帳所持者12,841人、療育手帳所持者3,367人、精神障がい者保健福祉手帳所持者3,333人です。人数の推移については、いずれの手帳所持者数も増加傾向が見られます。総人口と手帳所持者数の推移を基に、本市の今後の障がい者人口の動向を推計したところ、各手帳所持者において人口当たりの人数が増えていることもあり、総人口が減る中で障がい者人口は今後も増加していくものと見込まれます。また、特定医療費（指定難病）受給者数は2020年3月31日現在、2,227人で、同様に今後も増加が続くものと見込まれます。



2 障がい者等に関する現状

本計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況やニーズなどを把握・分析するとともに、当事者や市民、事業者の意向や課題認識等を把握するため、2019年8月に以下の調査を実施しました。

名称	対象	配布数	回収数	回収率
障がい者等実態調査	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者から無作為抽出	3,000	1,537	51.2%
市民意識調査	18歳以上の市民から無作為抽出	1,000	455	45.5%
事業所調査	市内サービス提供法人全数	89	67	75.2%

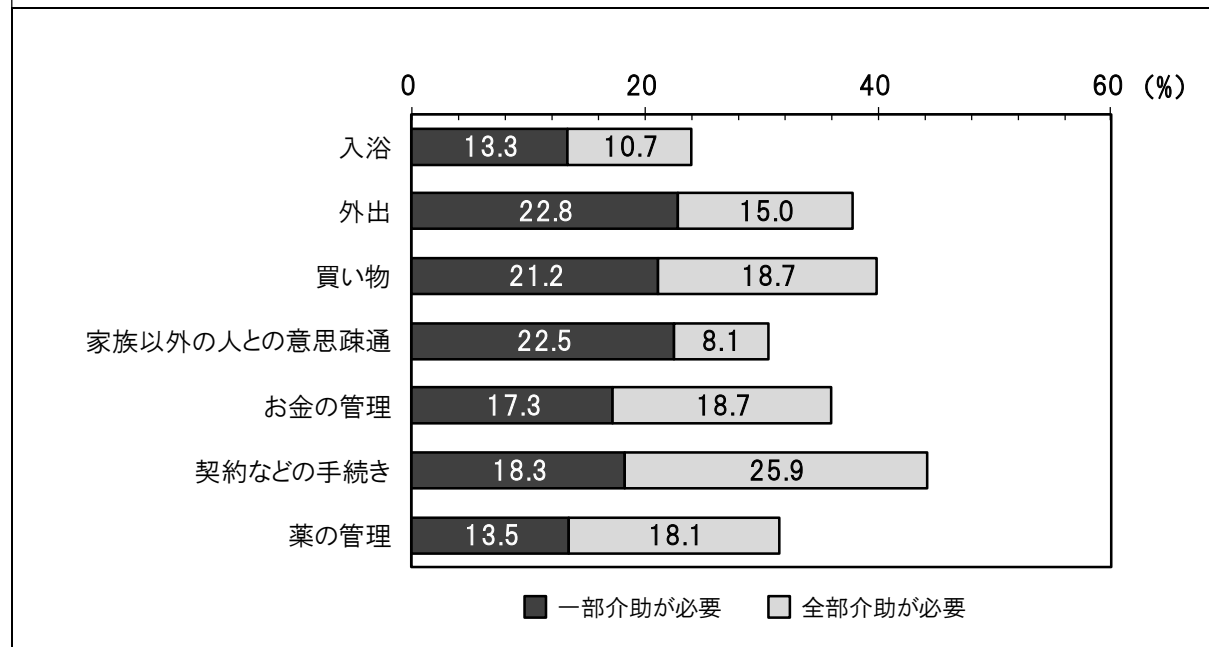
(1) 障がい者の状況

①日常生活・社会生活について

◆生活の中で介助が必要なこと (n=1,537、複数回答)

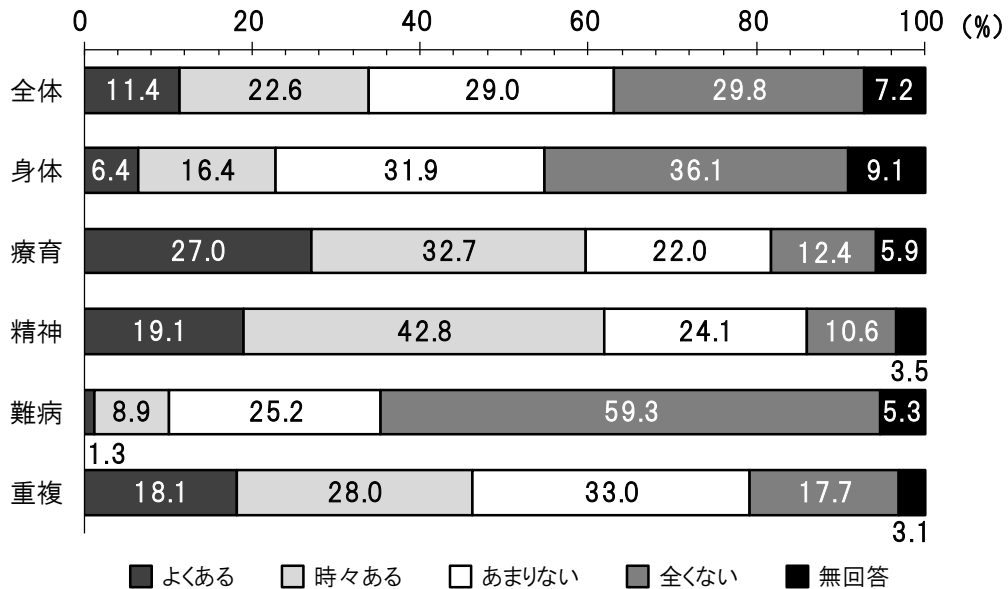
※一部介助・全部介助が20%以上の項目のみ抜粋

「契約などの手続き」や「買い物」、「外出」等で介助が必要な人が多く、日常生活のみでなく、社会生活における支援も重要です。



◆障がいが原因で意思疎通に困ること (n=1,537)

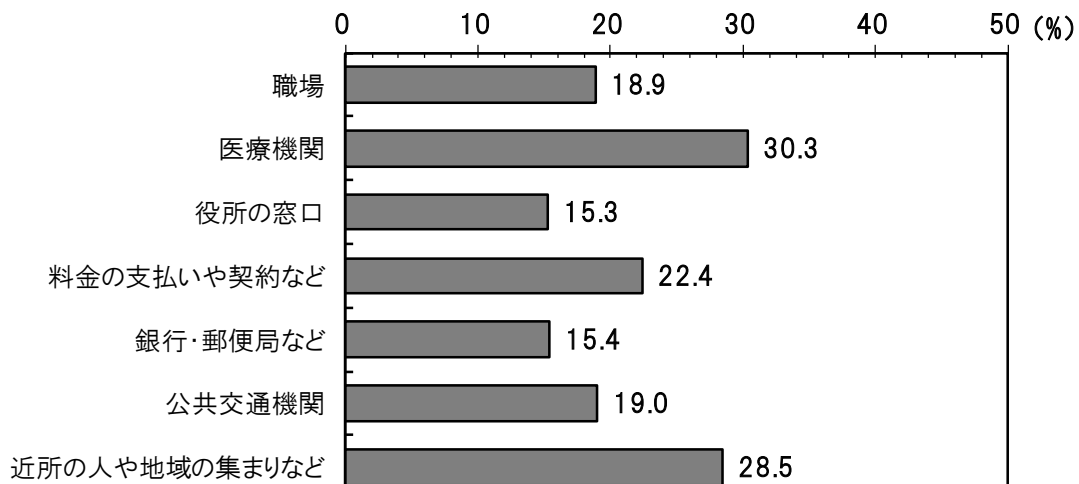
全体としては、約3割の方が「よくある」「時々ある」と回答しています。
特に、精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳所持者では約6割の方が意思疎通に困ることがあると回答しており、障がい特性に応じた多様な支援が求められます。



◆障がいが原因で意思疎通に困る場面 (n=1,537、複数回答)

※15%以上の項目のみ抜粋

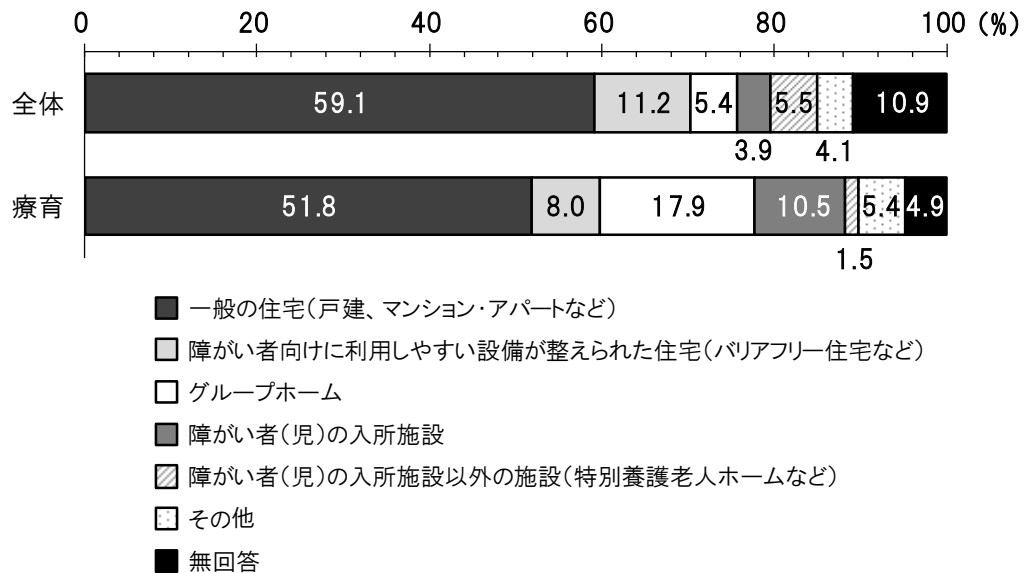
「医療機関」や「近所の人や地域の集まりなど」、「料金の支払いや契約など」が多く、各場面における関係者等への理解促進が必要です。



②住まい・日中活動・就労について

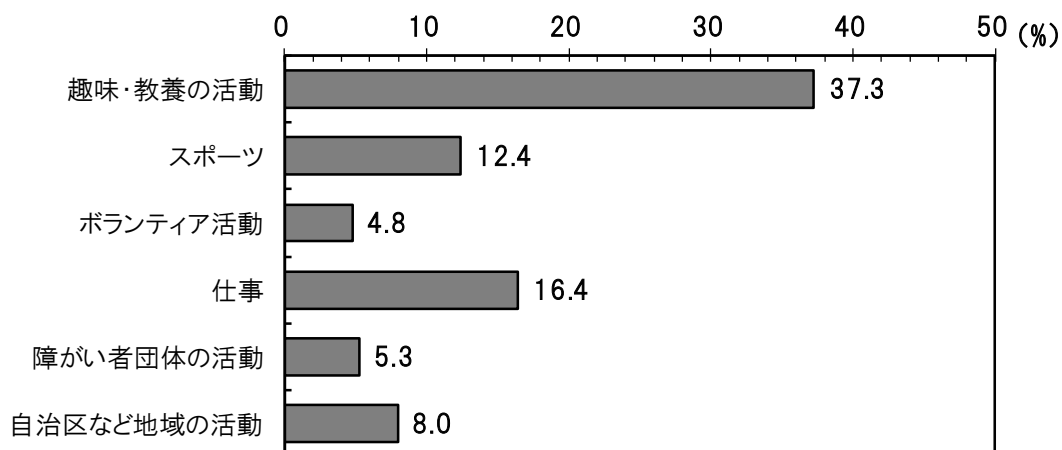
◆今後の住まいの希望 (n=1,537)

全体としては、「一般の住宅」が多いです。療育手帳をお持ちの方では「グループホーム」の需要も高く、サポートを受けながら地域生活を送ることができる住まいの整備が求められます。



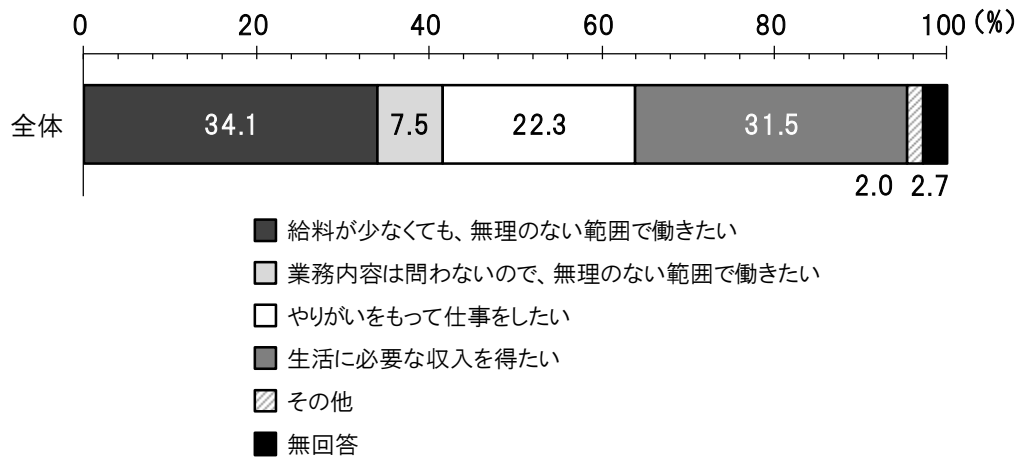
◆今後充実させたい活動 (n=1,537、複数回答)

「趣味・教養の活動」が最も多く、生涯を通じた学びの支援や活動機会の提供を充実させていく必要があります。また、こうした活動に積極的に取り組む団体等を支援していくことも重要です。



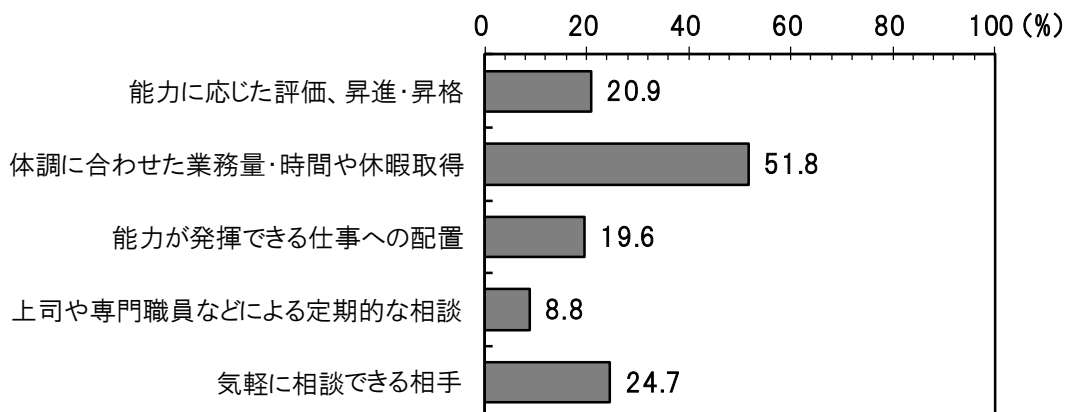
◆希望する働き方 (n=1,537)

「給料が少なくても、無理のない範囲で働きたい」と考える方と、「生活に必要な収入を得たい」と考える方が同等です。一人ひとりの状況に応じた多様な働き方が実現できるよう、就労先の開拓や職場における理解促進など、総合的な取組が必要です。



◆仕事を続ける上で必要なこと (n=1,537、複数回答)

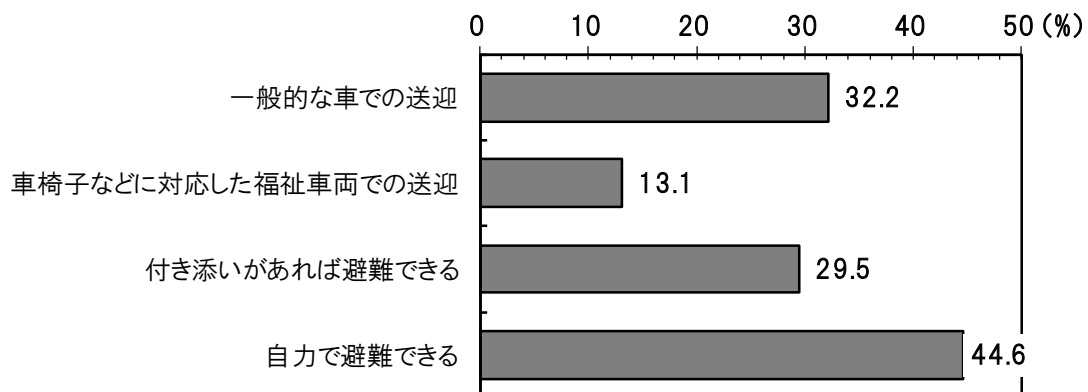
「体調に合わせた業務量・時間や休暇取得」や「気軽に相談できる相手」などが多いです。相談しやすい環境の整備と、その時々々の状況に応じた柔軟な対応がなされる職場づくりが必要です。



③災害時について

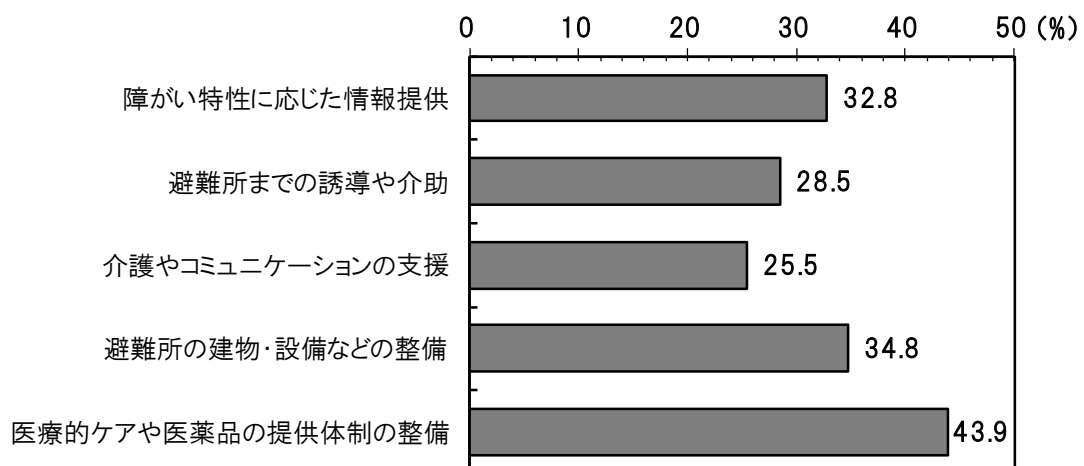
◆避難所への移動に必要な手段や支援（n=1,537、複数回答）

約3割の方が「一般的な車での送迎」を必要としています。また、「付き添いがあれば避難できる」方も多く、災害時に地域住民が協力した行動がとれるよう、平時からの理解促進等が重要です。



◆避難所での生活に必要な支援（n=1,537、複数回答）

避難所生活においては、特に「医療的ケアや医薬品の提供体制の整備」に関するニーズが高いです。他にも、避難所のハード面の整備や障がい特性に応じた情報提供の仕組みなども必要です。

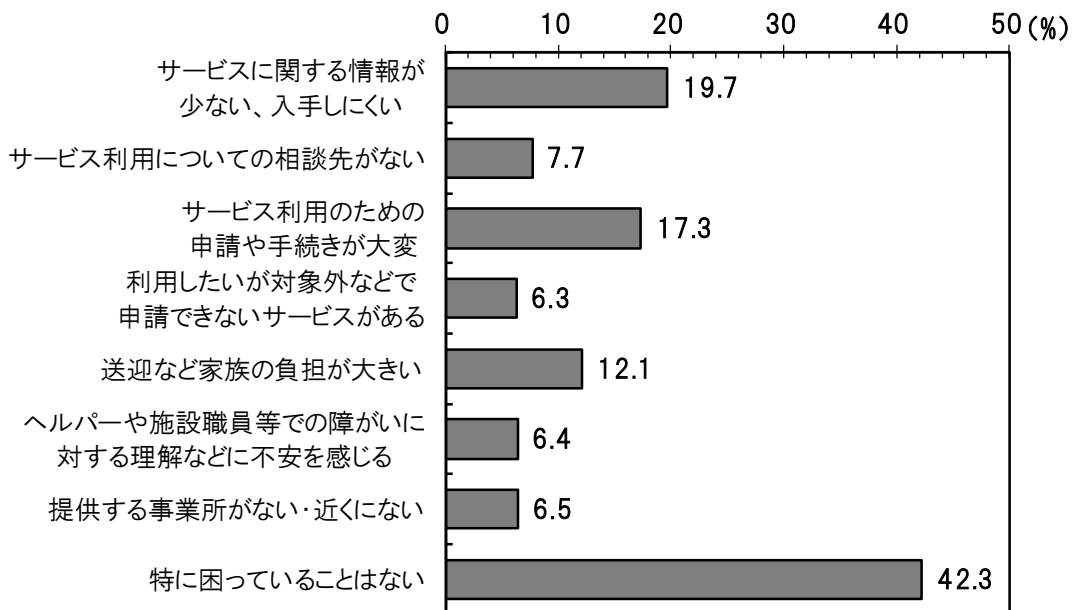


④障がい福祉サービス等の利用について

◆サービスの利用において困っていること（n=1,537、複数回答）

※5%以上の項目のみ抜粋

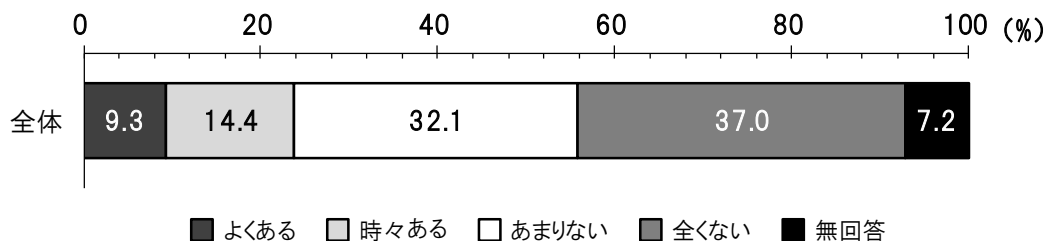
「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」ことや、「サービス利用のための申請や手続きが大変」といった、利用の前段階において困っている方が多いです。相談窓口の一層の周知や障がい特性に応じた丁寧な説明などが必要です。



⑤暮らしやすさや将来の生活について

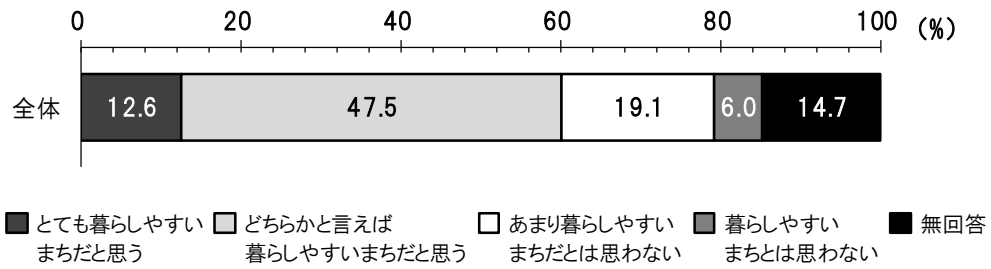
◆家族や介護者以外から手助けされて助かった経験（n=1,537）

「あまりない」、「全くない」が約7割で、市民に対する障がい理解や合理的配慮の促進等が一層求められます。



◆豊田市は障がい者にとって暮らしやすいまちか (n=1,537)

「とても暮らしやすいまちだと思う」、「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」が約6割です。この割合を向上させることは、地域共生社会の実現にもつながることであり、今後も障がい者のニーズを踏まえた一層の施策推進が必要です。

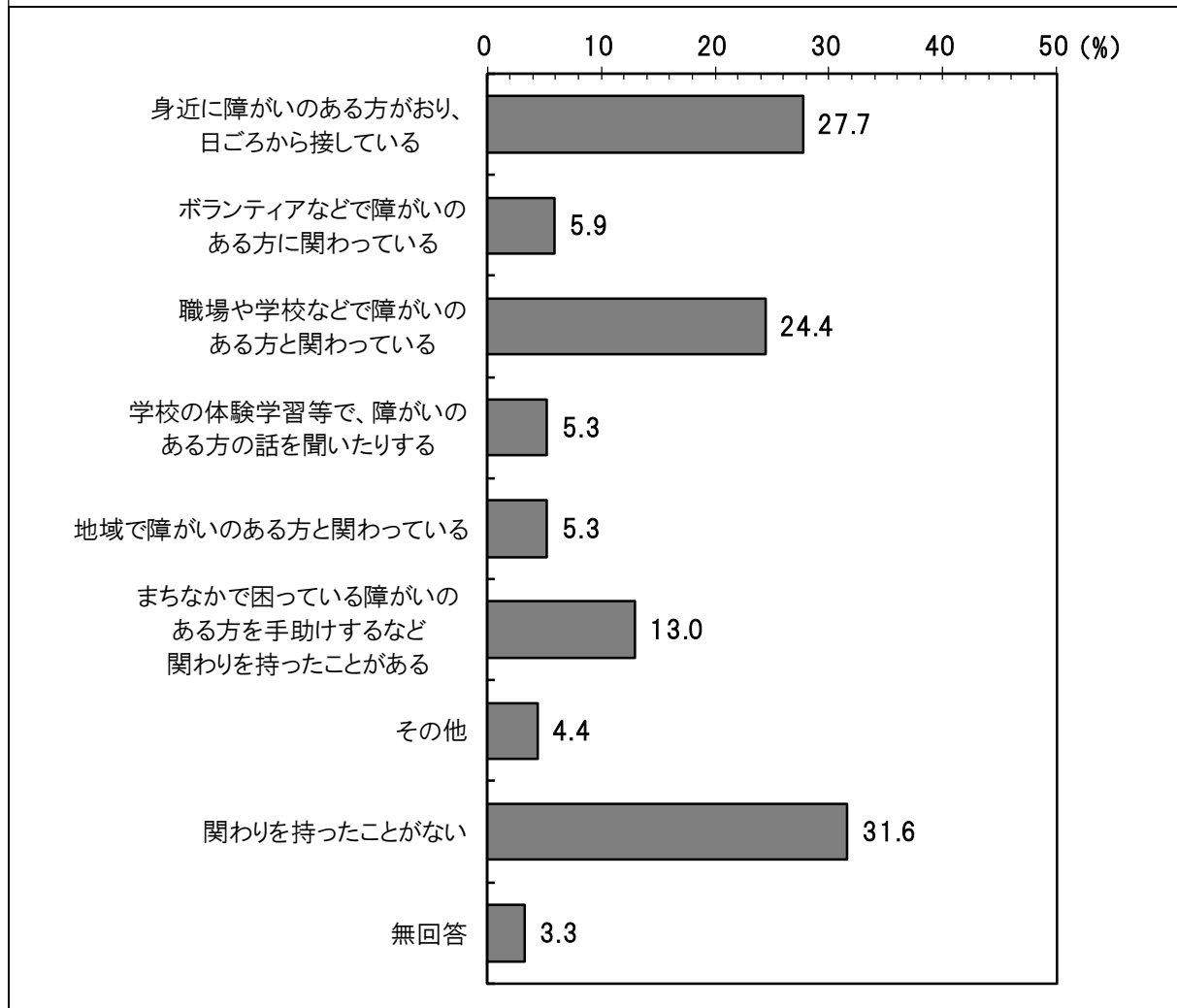


(2) 市民の障がいに関する意識

① 障がい者との関わりについて

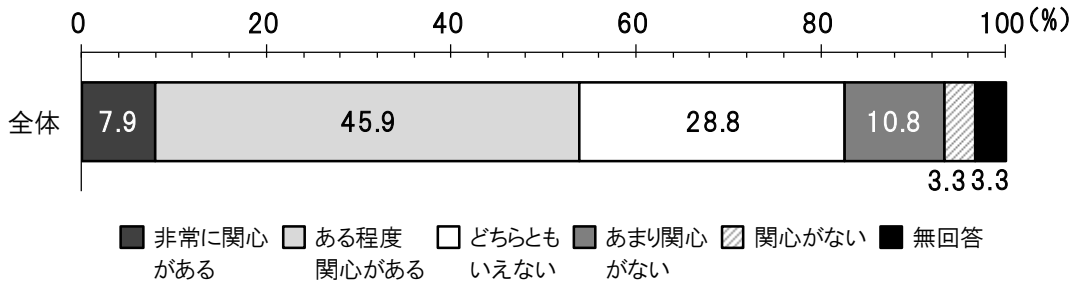
◆ 障がい者との関わりについて (n=455、複数回答)

「身近に障がいのある方がおり、日ごろから接している」、「職場や学校などで障がいのある方に関わっている」方が半数を超える一方で、約3割の方が「関わりを持ったことがない」と回答しています。障がいのある方もない方も同じ場所や時間を共有し、共に日常生活や社会生活を送ることができる環境整備が重要です。



◆障がい者福祉への関心 (n=455)

「ある程度関心がある」という方が多い一方で、「どちらともいえない」という方も約3割います。他の年代と比べて、18～29歳の方で「あまり関心がない」が多く、学校教育を含めた若年層への理解促進が求められます。



非常に関心がある
 ある程度関心がある
 どちらともいえない
 あまり関心がない
 関心がない
 無回答

単位: %

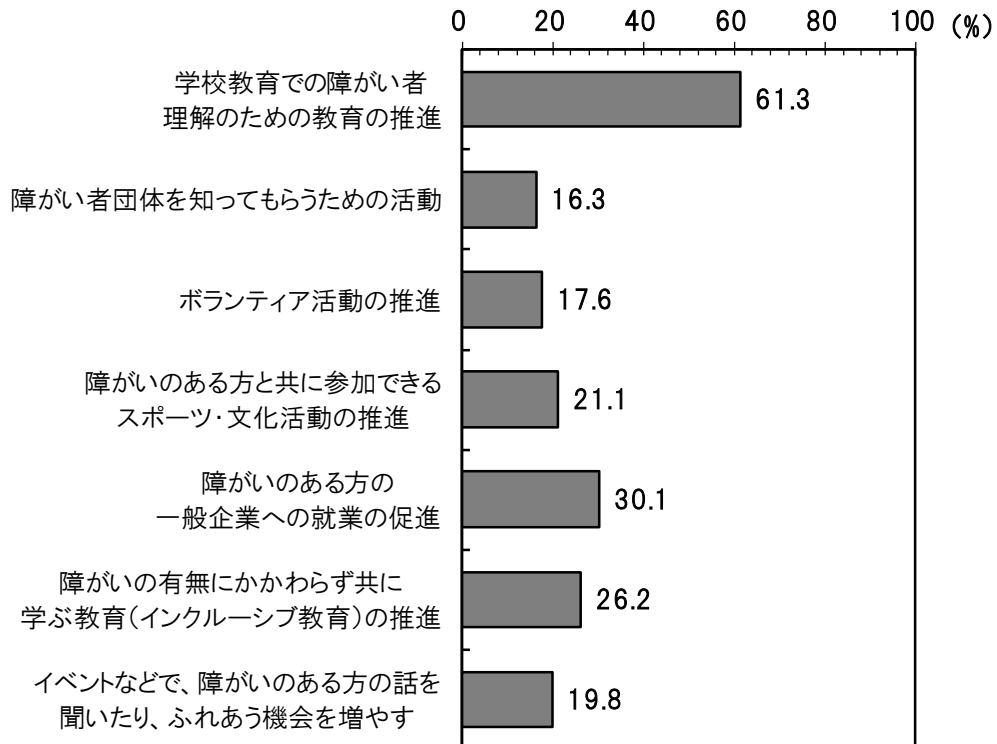
	非常に 関心 が あ る	ある 程 度 関 心 が あ る	ど ち ら と も い え な い	あ ま り 関 心 が な い	関 心 が な い	無 回 答
18～29歳	4.4	31.1	28.9	31.1	4.4	0.0
30～39歳	5.4	48.2	28.6	14.3	3.6	0.0
40～49歳	8.0	37.9	43.7	4.6	3.4	2.3
50～59歳	5.8	49.3	27.5	11.6	2.9	2.9
60～69歳	6.6	50.0	26.3	9.2	2.6	5.3
70歳以上	12.6	51.3	21.0	6.7	3.4	5.0

(n : 18～29歳=45、30～39歳=56、40～49歳=87、50～59歳=69、60～69歳=76、70歳以上=119)

②障がいへの理解について

◆理解促進のために必要なこと（n=455、複数回答）

「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障がいのある方の一般企業への就業の促進」や「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」などが多いです。学校教育での理解促進を土台に、様々な場面で、実際に障がい者と接する機会を増やしていくことが重要です。

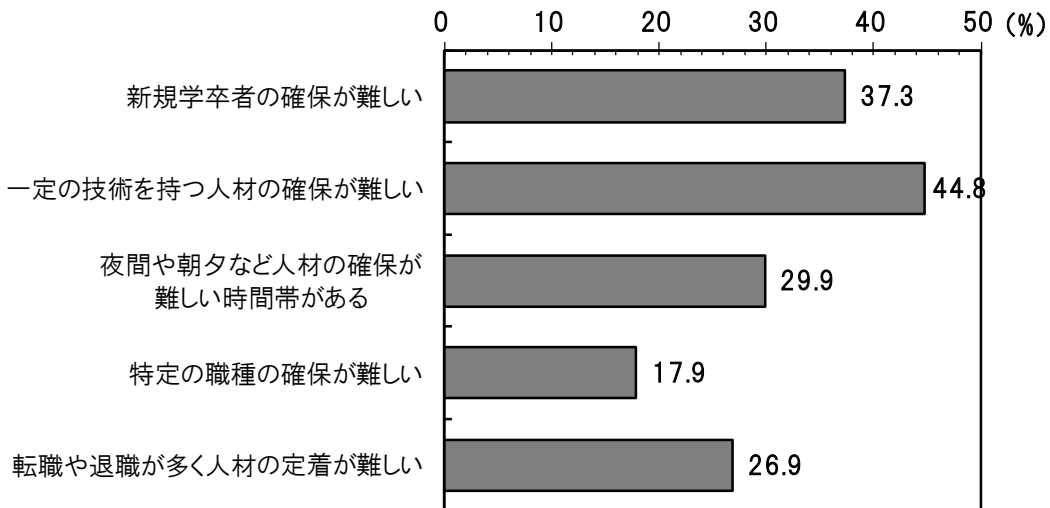


(3) 障がい福祉サービス事業者の状況

①人材確保・育成について

◆人材確保の課題 (n=67、複数回答)

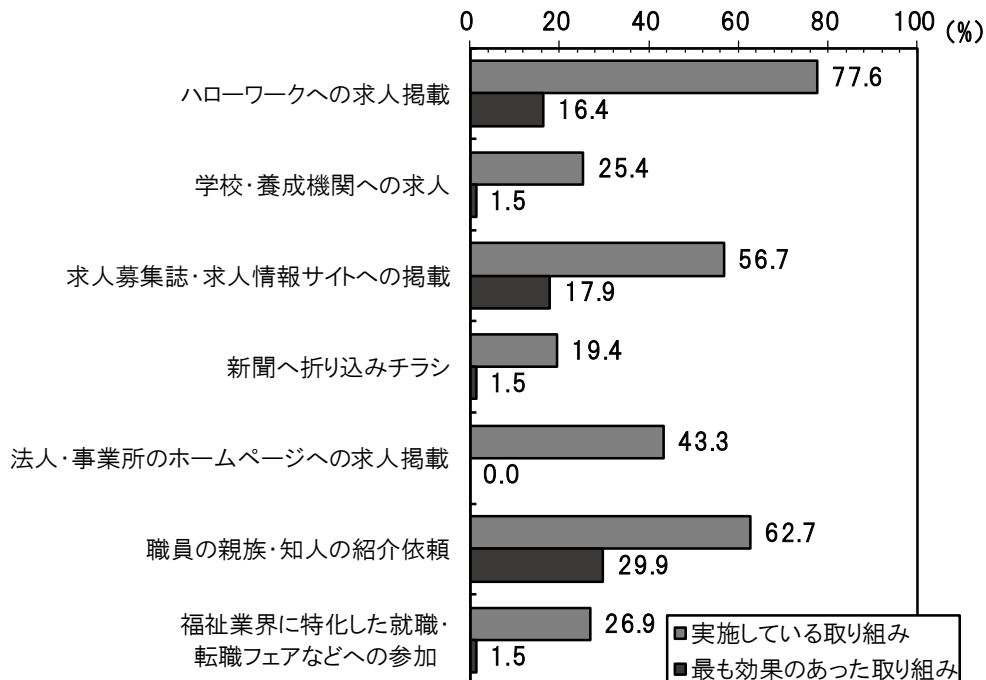
「一定の技術を持つ人材」、「新規学卒者ともに人材確保が難しい」状況です。支援人材の確保・育成に向けた支援が求められます。



◆人材確保の取組 (n=67、複数回答)

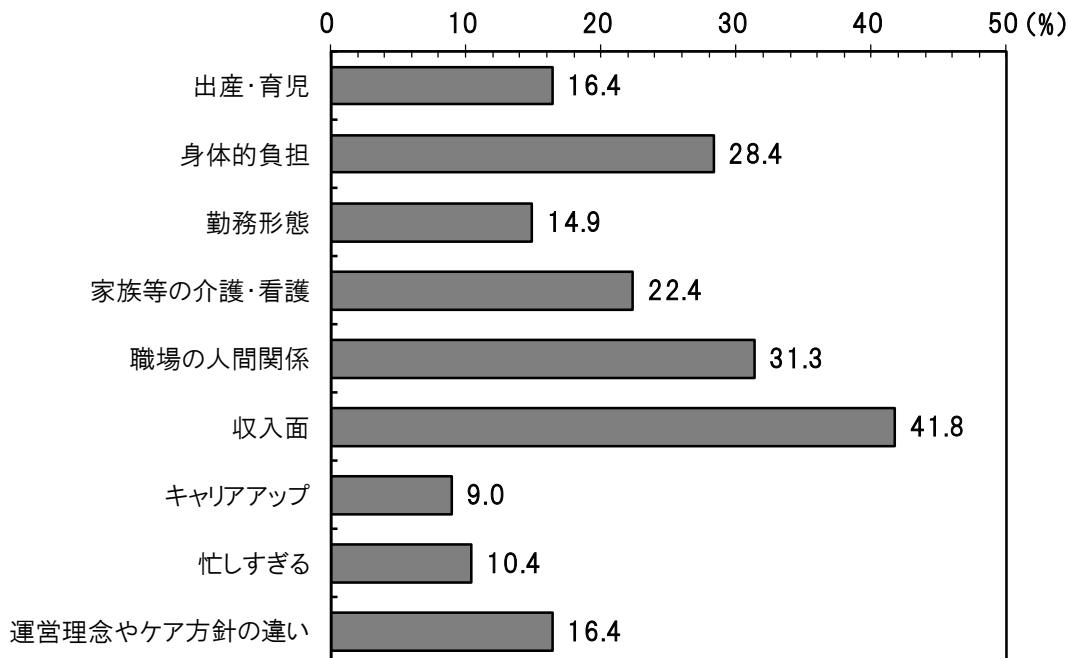
※実施が15%以上の項目のみ抜粋

最も効果があった取組としては、「職員の親族・知人の紹介依頼」が多く、仕事や職場について具体的にイメージできることが重要な点であると考えられます。



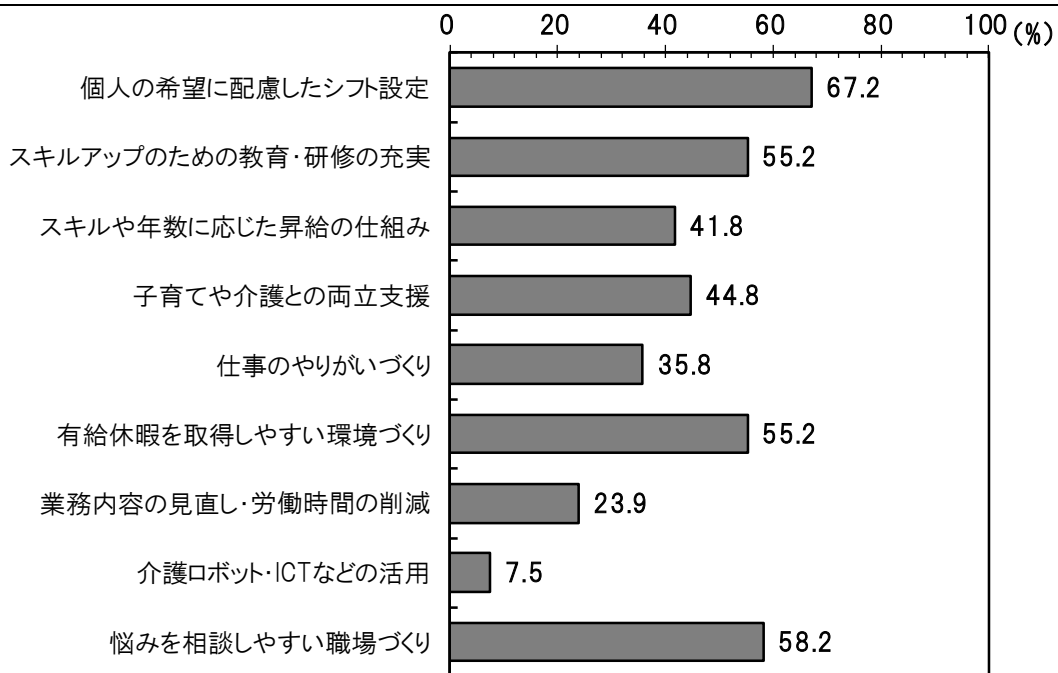
◆離職事由（n=67、複数回答）

「収入面」に次いで「職場の人間関係」、「身体的負担」が多く、働きやすい職場づくりが重要です。



◆定着・離職防止に向けて実施している取組（n=67、複数回答）

「悩みを相談しやすい職場づくり」「個人の希望に配慮した勤務シフトの設定」「スキルアップのための教育・研修の充実」などが多く、ワークライフバランスやスキルアップにつながる環境が重視されています。

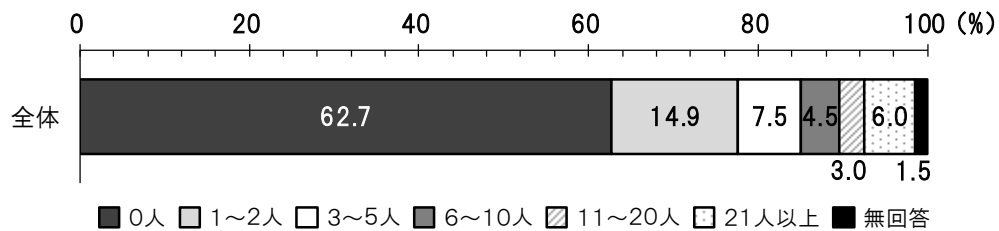


②医療的ケアの提供について

◆医療的ケアが必要な利用者の数 (n=67)

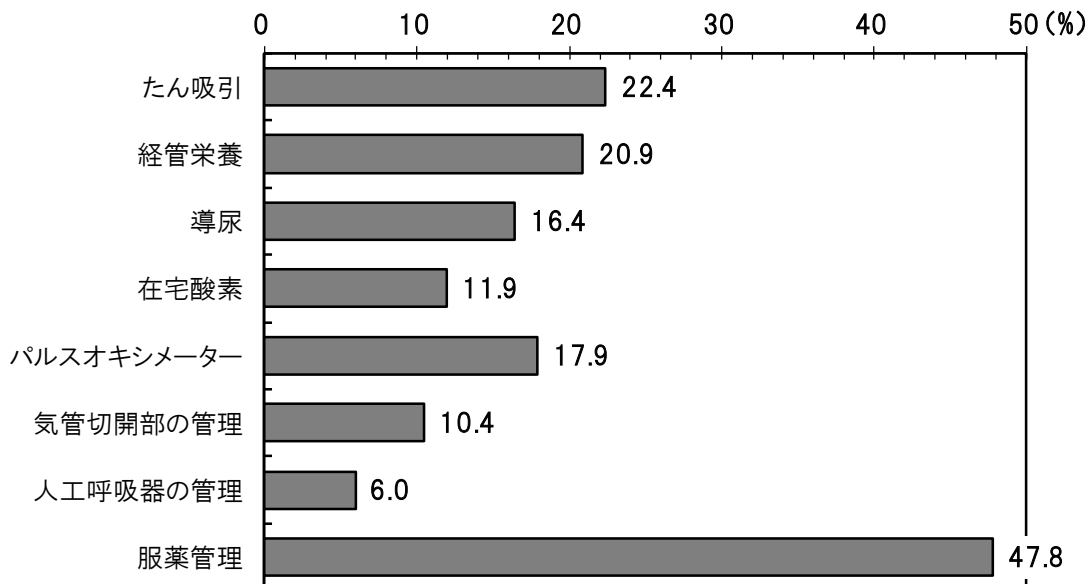
約4割の事業所で医療的ケアが必要な方がサービスを利用されています。人数は1~2名が多いですが、一部の事業所では10人以上と回答しています。

現在、医療的ケアが必要な利用者が0人の事業所においても、職員の教育・研修等を通じて、医療的ケアが必要な方の地域生活を支援できる体制を整備していくことが重要です。



◆対応できる医療的ケア (n=67、複数回答)

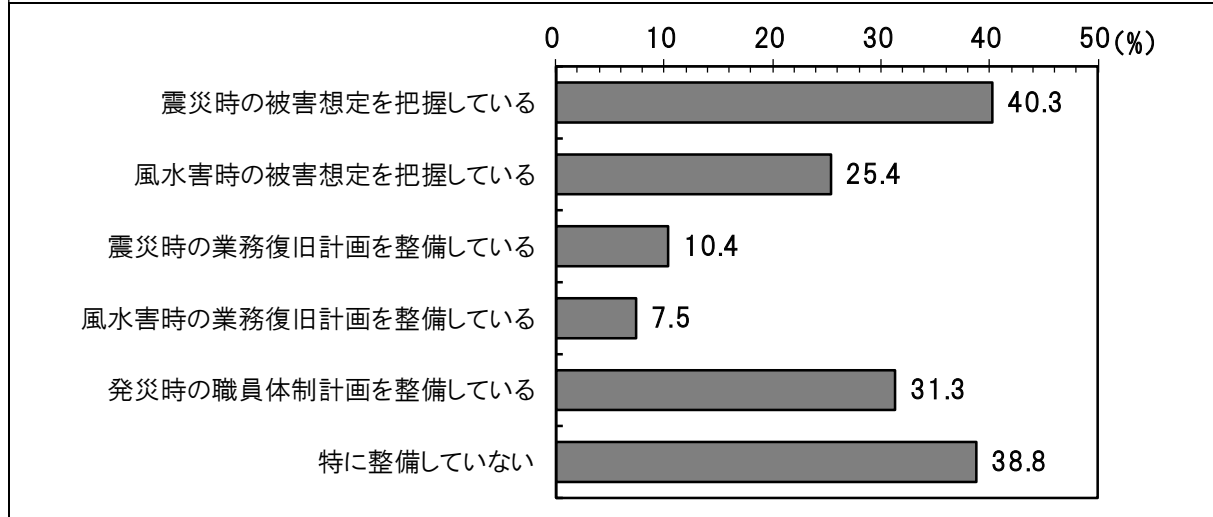
「服薬管理」を除く各医療的ケアについて、対応できる事業所は約2割以下です。教育・研修等による人材育成を通して対応力を向上させていくことが必要です。



③災害時について

◆業務復旧計画の整備状況（n=67、複数回答）

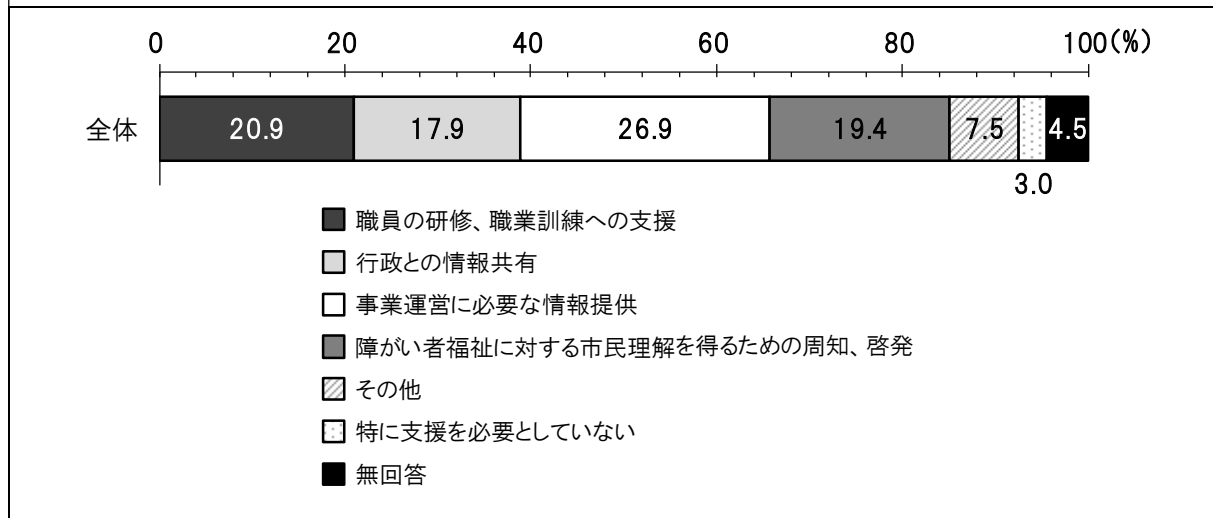
災害時の被害想定を把握している一方で、業務復旧計画を整備している事業所は少ない状況です。南海トラフ地震や近年増加している風水害等に備え、災害時の行動計画を整備するとともに、職員内で内容を共有しておくことが重要です。



④行政からの支援について

◆行政からの支援で最も必要なもの（n=67）

「事業運営に必要な情報提供」が最も多く、次いで「職員の研修、職業訓練への支援」や「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」等が求められています。こうした取組は事業所単位では容易ではなく、市全体として行政が積極的に施策を講じていくことが重要です。



3 計画策定経過

(1) 諮問・答申

年月日	内容
令和元年 5 月 22 日	「次期障がい者ライフサポートプランの策定について」 市長から豊田市社会福祉審議会へ諮問
令和 3 年 2 月 12 日	「次期障がい者ライフサポートプランについて」 豊田市社会福祉審議会から市長へ答申

(2) 審議・協議

ア 豊田市社会福祉審議会障がい者専門分科会

令和元年 7 月 22 日～令和 3 年 1 月 27 日 全 6 回審議

イ 豊田市地域自立支援協議会

令和元年 7 月 3 日～令和 3 年 3 月 12 日 全 4 回協議（書面開催含む。）

ウ 豊田市障がい者計画推進懇話会

令和元年 7 月 4 日～令和 3 年 1 月 25 日 全 6 回協議

(3) パブリックコメント

ア 実施期間 令和 2 年 11 月 9 日～12 月 8 日

イ 意見提出者数 157 人（うち E モニター 151 人）

ウ 意見総数 216 件（1 人の意見に複数項目含まれる場合は分けて整理）

エ 資料閲覧場所 障がい福祉課、市政情報コーナー、支所・出張所、交流館、
ホームページ

オ 意見提出方法 持参、郵送、ファックス、Eメール

4 委員名簿等

(1) 豊田市社会福祉審議会障がい者専門分科会

所属・出身団体等	氏名
日本福祉大学	田中 和彦
一般社団法人豊田加茂医師会	菅沼 正司
一般社団法人豊田加茂歯科医師会	谷川 博伸
一般社団法人豊田加茂薬剤師会	山田 雄三
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	中田 繁美
豊田市民生委員児童委員協議会	成瀬 正剛
	神野 桂一
社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター	若子 理恵
社会福祉法人昭徳会 小原寮	加藤 久雄
株式会社 KyoMi	柏本 知成
一般社団法人 Re Smile	小松 真一
医療法人研精会 豊田西病院	鷲津 さとみ
豊田公共職業安定所	小澤 千幸
	棚橋 利之
一般社団法人豊田市身障協会	岩月 富士雄
豊田市立豊田特別支援学校	溝口 克治
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）	山田 法子
市民公募	出口 咲織
市民公募	武田 華

(2) 豊田市地域自立支援協議会

所属・出身団体等	氏名
日本福祉大学	平野 隆之
障がい者相談員	園田 大昭
障がい者相談員	水谷 晶子
障がい者相談員	那須 江身子
一般社団法人豊田市身障協会	岩月 富士雄
社会福祉法人豊田市育成会	宇野 綱祐
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）	河田 佐津紀
豊田市民生委員児童委員協議会	成瀬 正剛
	神野 桂一
豊田商工会議所	小田 康夫
大豊工業株式会社	稲垣 徹
トヨタグループス株式会社	有村 秀一
豊田公共職業安定所	日比野 千春
	近藤 健一郎
社会福祉法人無門福祉会 むもん生活支援センター	阪田 征彦
社会福祉法人とよた光の里 障がい者支援センターひかりの丘	森下 尚志
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室	鈴木 雅樹
社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター	神谷 真巳
社会福祉法人豊田市福祉事業団 障がい者就労・生活支援センター	西村 多恵
豊田市立豊田特別支援学校	市村 栄治
愛知県立豊田高等特別支援学校	森 基成
	辻 望美

豊田市地域自立支援協議会（続き）

所属・出身団体等	氏名
愛知県立三好特別支援学校	井上 亘
豊田市青少年相談センター	佐伯 裕司
	山上 裕司
医療法人豊和会 南豊田病院	成瀬 智
愛知県豊田加茂福祉相談センター	高橋 秀徳
	柴田 直之
豊田市社会福祉事務所	梅田 幸延

（3）豊田市障がい者計画推進懇話会

団体等
豊田みよし聴覚障がい者協会
豊田市視覚障がい者福祉協会
さくらの杜 勉強会
発達障がい児支援くらっぷ
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）
自立生活センター十彩

5 障がい福祉年表

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
昭和22年 (1947)	12 「児童福祉法」公布(S23年1月施行)	
昭和24年 (1949)	12 「身体障がい者福祉法」公布(S25年4月施行)	
昭和25年 (1950)	5 「精神衛生法」公布・施行	
昭和26年 (1951)	3 「社会福祉事業法」公布(6月施行)	
昭和35年 (1960)	3 「精神薄弱者福祉法」公布(4月施行) 7 「身体障がい者雇用促進法」公布(S25年4月施行)	
昭和38年 (1963)	4 「身体障がい者雇用促進月間」設定(以後毎年)	4 豊田市身体障がい者扶助料の支給開始
昭和39年 (1964)	4 特別児童扶養手当制度の創設	
昭和43年 (1968)		4 市立知的障がい児通園施設「ひまわり学園」を開設
昭和45年 (1970)	5 「心身障がい者対策基本法」公布・施行	
昭和47年 (1972)		11 ひまわり学園敷地内に福祉作業所を開設(⇒S62年に障がい者福祉会館に移転)
昭和48年 (1973)		4 豊田市在宅重度障がい者手当の支給開始 心身障がい者扶養共済掛金の助成開始 障がい者医療費助成制度の開始 身体障がい者住宅改善助成事業(すこやかリフォーム助成事業)を開始
昭和49年 (1974)		4 手話奉仕員の設置及び派遣を開始
昭和50年 (1975)	4 福祉手当制度の創設 12 第30回国連総会において「障がい者の権利に関する宣言」を採択	4 移動入浴サービスを開始 身体障がい者教養教室を開始
昭和52年 (1977)		4 心身障がい者タクシー基本料金助成制度を開始 身体障がい者結婚相談事業を開始
昭和53年 (1978)		4 点字広報、声の広報を開始 緑化センター内に福祉指導所を開設(「緑化センター指導所」、⇒H23年4月(福)豊田市民育成会に運営移管)

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
昭和54年 (1979)	5 有料道路割引制度の創設	
昭和55年 (1980)		12 「豊田市国際障がい者年障がい者福祉構想」を公表
昭和56年 (1981)	「国際障がい者年」 ※テーマ「完全参加と平等」	4 市立身体障がい者通所授産施設「けやきワークス」を開設
昭和57年 (1982)	3 「障がい者対策に関する長期計画」策定	4 市立知的障がい者通所更生施設「第二ひまわり学園」を開設
昭和58年 (1983)	「国連障がい者の十年」 (S58年～H4年) ※各国が行動計画策定	3 「豊田市心身障がい者福祉長期計画」策定 8 「豊田市福祉環境整備要綱」制定(S58年8月から適用) 勤労身体障がい者教養文化体育施設「サン・アビリティーズ豊田」が開設される
昭和62年 (1987)	9 「精神衛生法」から「精神保健法」に改正 ※社会復帰施設法定化	4 豊田市障がい者福祉会館を開設 館内に福祉作業所を移転(心身障がい者小規模授産施設「西山作業所」、H23年3月廃止)
昭和63年 (1988)		10 精神障がい者医療費助成制度開始(精神疾患による精神科入院自己負担額1/2助成)
平成元年 (1989)		4 障がい者福祉会館内に「あおぞらルーム」を開設 ひまわり学園内に療育部門を併設(「たんぼぼ」の前身)
平成2年 (1990)		4 タクシー基本料金助成から交通費助成へ制度改正(高齢者はH16年度で廃止) 心身障がい者小規模授産所「鞍ヶ池公園指導所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成3年 (1991)		3 「豊田市早期療育システム構想」策定 4 豊田市特定疾患患者見舞金の支給開始 心身障がい者小規模授産所「ふれあいの家作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成4年 (1992)		4 県立「豊田高等養護学校」が開設される
平成5年 (1993)	「アジア太平洋障がい者の十年」 (H5～H14年) 3 「障がい者対策に関する新長期計画」策定 12 「心身障がい者対策基本法」から「障がい者基本法」に改正 ※精神障がい者を障がい者として位置づけ	5 市立身体障がい者通所授産施設「さくらワークス」を開設

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
平成6年 (1994)	9 「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行	4 市立「豊田養護学校」を開設 心身障がい者小規模授産所「リサイクル指導所」を開設(⇒H15年4月「朝日ヶ丘指導所」、H17年4月「朝日ヶ丘作業所」と名称変更、H23年4月旧朝日ヶ丘交流館へ移転し(福)豊田市育成会に運営移管)
平成7年 (1995)	7 「精神保健法」から「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に改正 ※精神障がい者保健福祉手帳制度の創設 12 「障がい者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定	4 心身障がい者小規模授産所「渡刈作業所」を開設(⇒H15年9月廃止) 地域生活支援センター「サン・クラブ」が開設される 10 市立知的障がい者生活ホーム「喜多ハウス」を開設
平成8年 (1996)		4 市立心身障がい児総合通園センター「豊田市こども発達センター」を開設(「のぞみ診療所」「なのはな」「たんぼぼ」開設、「ひまわり学園」統合) 豊田市こども発達センター内に外来療育「あおぞら」を開設 精神障がい者医療費助成を拡大(精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級所持者の全疾患通院全額)
平成9年 (1997)		3 「ライフサポートプラン'97(豊田市障がい者計画)」策定 4 第二ひまわり学園に分場「暖」を開設 心身障がい者小規模授産所「毘森公園指導所」を開設 12 心身障がい者小規模授産所「栄作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成10年 (1998)	4 豊田市が中核市となる	4 市町村障がい者生活支援事業を開始 民間社会福祉施設運営費の補助事業を開始(⇒H26年4月から民間障がい者施設等補助事業に名称変更) 12 第1回障がい者作品展を開催
平成11年 (1999)	4 「精神薄弱者福祉法」から「知的障がい者福祉法」に改正	
平成12年 (2000)	4 「介護保険法」施行 11 「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行	4 要約筆記奉仕員の派遣を開始 ひまわり学園を豊田市こども発達センター隣接地へ移転・新築し開設。「ひまわり」に名称変更
平成13年 (2001)		4 旧ひまわり学園へ分場「暖」を移転し知的障がい者通所更生施設「暖」を開設 障がい者福祉会館内に精神障がい者小規模保護作業所「はばたき工房」を開設

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
平成14年 (2002)	12 「障がい者雇用促進法」改正 ※障がい者就業・生活支援センター の制度化 「障がい者基本計画」「重点施策実施 5か年計画(新障がい者プラン)」策定	4 市民活動センター内に「福祉の店き らり」を開設 障がい者家族支援サービス事業(位 置情報支援事業)を開始 精神障がい者居宅生活支援事業を 開始 心身障がい者小規模授産所「高岡 作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊 田市育成会に運営移管) 障がい者社会参加事業費の補助事 業を開始 7 福祉車両による移送サービス事業、 自動車学校スクールバス事業を開 始 10 知的障がい者生活支援事業を開始
平成15年 (2003)	4 「アジア太平洋障がい者の十年(第2 期)」(2003～2012年) 「支援費制度」施行 ※措置制度から契約制度に移行	3 「ライフサポートプラン'03(豊田市障 がい者計画)」策定 4 障がい者生活支援ネットワーク事業 を開始(⇒H16年4月から「障がい者 就労・生活支援ネットワーク事業」へ 名称変更) 交通費助成からタクシー料金助成へ 制度改正 9 地域生活支援センター「エポレ」が開 所される 10 心身障がい者小規模授産所「永覚 作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊 田市育成会に運営移管)
平成16年 (2004)	6 「障がい者基本法」改正 ※市町村障がい者計画の策定義務 化 10 「今後の障がい保健福祉について(改 革のグランドデザイン案)」発表 12 「障がい者の日」を「障がい者週間 (12月3日～9日)」に変更	4 障がい者就労・生活支援事業を開始 グループホーム整備費の補助事業を 開始 「けやきワークス」を栄生町から栄町 へ移転・新築し開設 障がい者就労・生活支援センターを 開設 精神障がい者小規模保護作業所 「ポジティブ21いなぶ」を開設(旧稲 武町) 6 地域生活体験事業費の補助事業を 開始
平成17年 (2005)	4 豊田市が6町村と合併 「発達障がい者支援法」施行	

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
平成18年 (2006)	4 「障がい者自立支援法」一部施行 ※障がい者施策の一元化、定率負担導入 10 「障がい者自立支援法」完全施行 ※障がい者程度区分の導入 12 「児童福祉法」改正 ※障がい児施設が措置から契約に移行、定率負担導入 第61回国連総会本会議で「障がい者権利条約」採択 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	10 地域生活支援事業、障がい児タイムケア事業を開始
平成19年 (2007)	5 「障がい者施策推進本部」設置 9 「障がい者権利条約」署名 12 障がい者施策推進本部において「重点施策実施5か年計画」を策定	3 「新ライフサポートプラン(豊田市障がい者計画)」及び「第1期豊田市障がい福祉計画」策定 11 豊田市地域自立支援協議会の設置 12 「豊田市障がいの表記方法の特例を定める条例」制定
平成20年 (2008)	5 「障がい者権利条約」発効	4 重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費の補助事業を開始 精神障がい者医療費助成を拡大(精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級所持者の精神科入院全額)
平成21年 (2009)	4 「障がい者雇用促進法」改正 12 「障がい者制度改革推進本部」設置	3 「第2期豊田市障がい福祉計画」策定
平成22年 (2010)	1 「障がい者制度改革推進会議」設置 ※委員の過半数が障がい当事者 6 「障がい者制度改革の推進のための基本的方向について」決定 ※インクルーシブ社会の実現を掲げ、「合理的配慮」の欠如を差別と規定	4 デイサービス型地域活動支援事業を開始
平成23年 (2011)	3 「障がい者制度改革推進本部」が「障がい者基本法」改正案を決定 8 「障がい者基本法」改正 ※障がい者の定義に社会モデルの考え方を反映、「合理的配慮」の概念の導入	3 「障がい者の日中活動場所確保計画」策定 豊田市心身障がい者小規模作業所業務委託終了((福)豊田市育成会の自主事業へ移行)

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
平成24年 (2012)	4 「障がい者自立支援法」改正 「児童福祉法」改正 10 「障がい者虐待防止法」施行	3 「第3期豊田市障がい福祉計画」策定 精神障がい者小規模作業所業務委託終了(地域活動支援センターⅢ型へ移行) 障がい児タイムケア事業の廃止(⇒児童福祉法改正により放課後等デイサービスに移行) 4 地域主権改革に伴う権限移譲により障がい福祉サービス事業の指定・指導監査事務を開始 肢体不自由児通園施設「たんぼぼ」 知的障がい児通園施設「ひまわり」 難聴乳幼児通園施設「なのはな」を児童発達支援センターに体系移行(H24年度はみなし指定) 企業就労・定着支援事業費の補助事業を開始
平成25年 (2013)	4 「障がい者総合支援法」施行 「障がい者優先調達推進法」施行 法定雇用率の引き上げ 6 「障がい者差別解消法」成立 「障がい者雇用促進法」改正 9 「第3次障がい者基本計画」策定	4 相談支援事業所「障がい者総合支援センター」「オアシス」「たんぼぼ」を開設 「たんぼぼ」「ひまわり」「なのはな」で保育所等訪問支援事業を開始 10 旧保健センター内に外来療育「あおぞらおひさま」を開設
平成26年 (2014)	1 「障がい者権利条約」批准 4 「精神保健福祉法」改正 ※精神障がい者の医療に関する指針の策定、医療保護入院の見直し等	4 知的障がい者生活ホーム「喜多ハウス」をグループホームへ移行 6 市民活動センター内の「福祉の店きらり」を共同受注窓口とアンテナショップ「きらり」として委託事業を開始
平成27年 (2015)	1 「難病法」施行 「児童福祉法」改正 ※指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成	3 「ライフサポートプラン2015(豊田市障がい者計画)」及び「第4期豊田市障がい福祉計画」策定
平成28年 (2016)	4 「障がい者差別解消法」施行 「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」一部施行 ※障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務 5 「障がい者総合支援法」改正 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 6 「発達障がい者支援法の一部を改正する法律」交付(8月施行)	4 精神障がい者医療費助成を拡大(全疾患入院助成・自立支援医療受給者の精神通院助成)

年(西暦)	社会情勢の変化	豊田市における障がい者施策の経緯
平成29年 (2017)	2 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」決定	4 基準該当障がい福祉サービスの事業所登録制度開始
	4 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立	7 高岡コミュニティセンターに「健康と福祉の相談窓口」を設置 福祉センターに成年後見支援センターを設置
	8 「障がい者に関する世論調査」実施	
平成30年 (2018)	3 「第4次障がい者基本計画」策定	3 「第5期豊田市障がい福祉計画」及び「第1期豊田市障がい児福祉計画」策定
	4 「障がい者総合支援法の一部を改正する法律」施行	
	5 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正	8 猿投コミュニティセンターに「健康と福祉の相談窓口」を設置
	6 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	
	10 「公務部門における障がい者雇用に関する基本方針」公表	
12 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行		
平成31年 令和元年 (2019)	3 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」公表	4 豊田市難病患者支援金開始(豊田市特定疾患患者見舞金を改正)
	6 「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」成立	9 豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置
	「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」成立 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立	
令和2年 (2020)	4 「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」施行	3 「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定 「豊田市成年後見制度利用促進計画」策定
	5 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正	4 猿投・高岡支所に「福祉の相談窓口」を設置
	6 「聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律」成立	7 上郷・高橋・松平支所に「福祉の相談窓口」を設置 豊田市こども発達センター「おひさま」開設

6 用語説明

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology)

- ◆情報通信技術。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

新しい生活様式

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染を避けるための対策を踏まえた生活をいう。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)を受け、厚生労働省が公表した行動例では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等が挙げられている。

医療的ケア

- ◆一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療的援助をいう。医療的ケアが必要な子どもは医療的ケア児と呼ばれ、厚生労働省の推計では、全国の医療的ケア児(在宅)は2018年時点で約2万人と推計されている。

医療的ケア児者等コーディネーター

- ◆医療的ケア児者の支援をコーディネートする者をいう。医療的ケア児者の特徴を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援を行うことや、地域の社会資源を把握し、医療・福祉・教育等関係機関と協働できる体制を作る役割を持つ。

インクルーシブ教育システム

- ◆障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもが望む教育を受けられるように、多様な学習の場所を提供できるシステム。

SDGs (Sustainable Development Goals)

- ◆2015年の「国連持続可能な開発サミット」において正式に採択された国際的な開発目標のことをいう。貧困の撲滅や気候変動対策といった、世界の国々が解決すべき課題に関する17の目標と169のターゲットがある。本市は、2018年6月、内閣府よりSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として選定されている。

NPO

- ◆社会の様々な分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)による認証を受けた団体をNPO法人(特定非営利活動法人)という。

【か行】

共生型サービス

- ◆ 障がい者が 65 歳以上になっても、従来から障がい福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくする、また、限られた福祉人材をうまく活用する観点から、介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で提供できるように創設されたサービス。2018 年 4 月の介護保険法改正により新設された。

強度行動障がい

- ◆ 障がいによる行動として、他害行為や自傷行為、多動、食べられないものを口に入れる、長時間大声で叫ぶなど、本人及び周囲の人の生活に影響を及ぼす行動が極めて高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている障がいの状態。

グループホーム

- ◆ 共同生活を営む住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

計画相談支援

- ◆ 障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービス。

心のバリアフリー

- ◆ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。心のバリアフリーを体現するためのポイントとして、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、障がいの社会モデルの理解、差別の解消に加え、自分と異なる条件を持つ他者とコミュニケーションをとる力、全ての人々が抱える困難を想像し共感する力を養うことが挙げられている。

合理的配慮

- ◆ 障がい者が他の人と平等に自らの権利を使うことができるように、負担が重すぎることのない範囲で、社会の側で必要な配慮や変更・調整を行うという考え方。「合理的配慮」が欠如した状況は「障がいによる差別」とされる。

コミュニケーションボード

- ◆ 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障がい者が、周りの人に自分の意思などを伝えるために利用するもの。厚紙などの上に、イラストや絵文字・絵記号などを描き、それを指さすことで意思を伝える。利用場面ごとに、「救急用」「お店用」「災害用」などが作られている。

【さ行】

指導主事

- ◆教育委員会事務局に置かれる専門職。学校に対し、教育課程、学習指導、生徒指導、教材、組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。教育長の推薦により教育委員会が任命する。

児童発達支援

- ◆障がい児支援サービスとして、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練など通所支援を行うもの。福祉型と医療型があり、医療型児童発達支援では治療も行う。

自閉スペクトラム症

- ◆発達障がい的一种で、他人との社会的関係形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心の対象が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がい。

市民後見

- ◆成年後見制度において、弁護士などの専門職ではなく、専門職後見人以外の市民が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

社会福祉協議会

- ◆社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がい者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して「社協」という。

就労移行支援

- ◆一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援

- ◆一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。A型とB型があり、A型は雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の者が対象、B型は一般企業の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者が対象となる。

手話奉仕員・要約筆記奉仕員

- ◆手話奉仕員は、聴覚障がい者と障がいがない者の意思伝達の仲介を、要約筆記奉仕員は途中失聴者、難聴者等と障がいがない者の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

障がい者雇用促進月間

- ◆1948年8月のヘレン・ケラー女史の日本訪問を契機に、当時の労働省が9月1日～7日までの1週間を「身体障がい者雇用促進運動強調週間」として実施。その後、1963年から9月を「障がい者雇用促進月間」と定めた。2004年からは「障がい者雇用支援月間」に変更された。

障がい者週間

- ◆2004年6月の障がい者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来「障がい者の日」(12月9日)に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

身体障がい者手帳

- ◆身体障がい者福祉法で定められた身体上の障がいがある人が医師の診断書を提出し、判定を受けた上で障がいの程度が規定に該当すると認められた人に対して交付される。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

- ◆新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)がヒトに感染することにより発症する感染症をいう。2019年12月以降、世界各地で感染が拡大し、2020年3月には世界保健機関(WHO)がパンデミックに相当すると表明した。接触感染と飛沫感染により感染するとされており、多くの場合、無症状または軽症で自然治癒するが、重症化すると急性呼吸窮迫症候群等を伴い死亡することもある。

スクールソーシャルワーカー

- ◆ソーシャルワーカーとは、専門的な知識・技術を持ち、相談・支援、サービス調整等の社会福祉援助を行う専門職のこと。その中で、教育機関において、児童・生徒、保護者等への支援を行う者をスクールソーシャルワーカーという。

生活介護

- ◆常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

精神障がい者保健福祉手帳

- ◆精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付される。

成年後見制度

- ◆認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人に対して、状態に応じて「補助人」「保佐人」「後見人」を選任し、本人を保護する制度。

【た行】

短期入所 (ショートステイ)

- ◆自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行うサービス。

地域活動支援センター

- ◆相談支援や通所により創作的活動、生産活動、社会との交流その他の支援を行う。活動内容によってⅠ型、Ⅱ型及びⅢ型に分類される。Ⅰ型は、精神保健福祉士等を配置し、医療、福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けることが要件。Ⅱ型は、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。Ⅲ型は、障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定した運営が図られていることが要件。また、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

地域共生社会

- ◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれた。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

- ◆地域移行支援は、施設等から地域生活に移行する障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するサービス。地域定着支援は、施設等から地域生活へ移行する障がい者や、家族との同居からひとり暮らしに移行する障がい者のうち、地域生活に不安を有する者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の事態等の相談その他の便宜を供与するサービス。

地域包括ケアシステム

- ◆重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会をいう。厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築実現を目指している。

デイサービス

- ◆通所によるサービスの総称で、在宅の高齢者や障がい者等が施設に通い、入浴、食事の提供、機能訓練などを受けるサービス。

特定疾患

- ◆1972年に策定された難病対策要綱において、難病対策の対象疾患を「特定疾患」とし、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした「特定疾患治療研究事業」を実施してきた。2015年1月1日からは「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行に伴い、「指定難病（「難病」参照）」については特定医療費助成制度に移行した。現在、特定疾患治療研究事業の対象疾患は国指定の4疾患及び愛知県指定の2疾患である。

特別支援教育コーディネーター

- ◆学校において、特別支援教育を推進するために、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、担任教員等への支援、校内研修の企画や運営などを担う教員のこと。各校での配置が義務づけられている。

【な行】

難病

- ◆難病とは、2015年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。難病法では、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病を「指定難病」（2021年3月現在 333 疾病）とし、医療費助成の対象としている（特定医療費助成制度）。

認知症

- ◆脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。原因疾患として脳血管障がいやアルツハイマー病などがあり、高齢者に多く見られるが、64歳以下で発症する若年性認知症もある。

【は行】

パラスポーツ／パラアスリート

- ◆パラリンピック競技大会の競技種目に限らず、障がい者が行うスポーツの総称をいう。また、パラリンピック競技大会への参加の有無にかかわらず、障がいのあるアスリート全般をパラアスリートと呼ぶ。

バリアフリー

- ◆社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去をいうほか、障がい者の社会参加を困難としている社会的、心理的なソフト面での障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者名簿

- ◆災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者という。また、市町村は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。

ピアカウンセリング／ピアサポート

- ◆1970年代初め、アメリカで始まった自立生活運動から生まれたもので、障がいがある当事者自身が自己選択権を育て合い、支え合って、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指し、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現、継続するための支援方法。

BCP

- ◆「事業継続計画」のこと。災害や事故などが起きた時に、限られた資源で最低限の事業活動を継続できるように、あるいは、目標復旧時間内に事業を再開できるようにするために、事前に策定される行動計画（BCP=Business Continuity Plan）。

PDCA サイクル

- ◆事業活動などにおいて、品質管理や進捗管理などを円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返しながら、業務を継続的に改善し、計画を適切に推進することができるようにするもの。

放課後等デイサービス

- ◆就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービス。

法定雇用率

- ◆「障がい者の雇用の促進に関する法律」に基づき、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率以上になるよう義務づけられた割合。民間企業、国、地方公共団体は、その割合に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。2020年4月1日現在の法定雇用率は、民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%。2021年3月には、各々0.1ポイントの引き上げが予定されている。なお、2018年4月から、雇用義務の対象として精神障がい者が追加されている。

【ま行】

民生委員・児童委員

- ◆民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じて助言したり、支援機関へつなぐ。児童委員は、地域の子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。

【や行】


ユニバーサルデザイン

- ◆ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授によって提唱された、障がい者や高齢者を特別な存在とせず誰かが等しく共用できるような製品や建物、空間をデザインしていこうという考え方（ユニバーサルデザイン=インクルーシブデザイン）。

【ら行】

ライフステージ

- ◆人間の一生において、年齢に伴い変化する生活の段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分をされることが多い。就学、就職、退職など、人生の節目によって生活スタイルや意識等が変わることなどに着目した考え方。



療育手帳

- ◆福祉事務所に申請し、児童相談所又は障がい者更生相談所で知的障がいと判定された人に、都道府県知事から交付される手帳。障がいの程度は、A（重度）とB（その他）と表示されるが、都道府県によって異なった表示をすることもある。1953年の「療育手帳制度について」という厚生労働省（当時厚生省）の通知によって制度化された。

レスパイト

- ◆休息・息抜きなどを意味し、障がい者を日常的にケアしている家族などの介助者が、心身の充電をし、リフレッシュするために利用するもの。障がい者にとっても、家族以外の人とのふれあい、宿泊体験や余暇活動等を家族以外で行うことができるなど、生活の幅を広げる機会となる。

第5次 豊田市障がい者ライフサポートプラン

発行 2021年3月

編集 豊田市福祉部障がい福祉課

住所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6751

F A X 0565-33-2940

E-Mail shougai_hu@city.toyota.aichi.jp
